

JPBL003 株を利用して生産された β -ガラクトシダーゼに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「JPBL003 株を利用して生産された β -ガラクトシダーゼ」については、平成 31 年 4 月 2 日付けでノボザイムズジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Bacillus licheniformis* Ca63 株を宿主とし、*Bifidobacterium bifidum* 由来の β -ガラクトシダーゼ遺伝子の導入等を行った JPBL003 株を利用して生産された β -ガラクトシダーゼである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法は、従来の β -ガラクトシダーゼと相違ない。